

「日本医事新報」別刷（第二八二二号）

昭和五十三年五月二十七日発行

コンピュータ断層撮影の有効な使用のために

田

坂

暁

表1 (C) CT検査が他の検査の参考として役立つもの

	精神薄弱 ¹⁾	中枢神経系の ²⁾ 非炎症性疾患		化学物質の有害作用 ³⁾	
		患者数	昭和49年 死亡数	患者数	昭和49年 死亡数
全国	3,300	6,218	12,400	5,806	11,600
01 北海道	200	178	500	286	600
07 福島	60	75	200	97	200
13 東京	300	338	1,000	603	1,200
17 石川	30	31	100	63	100
25 道賀	30	45	100	62	100
33 国山	50	90	300	95	200
43 熊本	50	85	200	79	300

表1 (D) 患者数およびCT台数相対値

	A	B	C	A+B+C	CT台数相対値
全国	941,600	143,000	27,300	1,111,900	1,000
01 北海道	39,100	6,900	1,300	47,300	43
07 福島	22,300	2,800	500	24,800	22
13 東京	63,100	14,900	1,500	80,500	72
17 石川	9,800	1,400	200	11,400	10
25 道賀	9,000	1,300	200	10,500	9
33 国山	19,500	2,300	600	22,400	20
43 熊本	15,700	2,200	600	18,500	17

〔表 1 の注(計算法)〕

頭部CT検査を要する年間患者数の推定値は大略以下3つの方法によって決めた。患者数推定値の端数は四捨五入した。

(1) 死亡統計による年間死亡者数mと5年生存率Pからの患者数nを算定する方法⁴⁾

$$n = \frac{m}{1-P}$$

(2) 人口統計による人口数Nに患者発生率の算定値⁵⁾をかけて患者数を算定する方法⁶⁾

$$n = Ng$$

(3) 全国患者数Nを直接算定して各地方の人口比gに応じて分配する方法⁷⁾

$$n = Ng$$

注a)【脳の新生悪性生物】⁸⁾ 脳腫瘍発生率は1万人当たり1人。全症死亡者の10%は脳に転移し、何れもCTの対象となるので毎年の最人口の1万分の1に、48年及び49年の新生悪性生物死亡者の平均値の10分の1を加算して年間患者数とした。

注b)【脳膜炎】 脳膜炎の死亡率は約20%、患者当たり最高3回にCT検査の必要があると考え、48年と49年の死亡者数平均値を0.2で割って患者数とした。結核性および化膿性脳膜炎について考える。

注c)【脳出血】⁹⁾ 3年生存率6.7%として48年及び49年の死亡者数平均値を0.383で割って患者数とした。

注d)【脳梗塞】¹⁰⁾ 生存率70%として48年及び49年の死亡者数平均値を0.3で割って患者数とした。

注e)【頭部外傷】¹¹⁾

交通事故による障害者数は1年内約56万人であり、そのうち約70%は頭部外傷と仮定した。一方を頭部外傷による死亡者のうち約70%は交通事故によるものである。

従って全頭部外傷患者数は56万×0.7+0.7=56万人1年となる。

48年及び49年の全国頭部外傷死亡者数をこの値で割ると死亡率3.5%となる。

48年及び49年の各地方死亡者数の平均値を0.035で割って患者数とした。

注f)【脳出血、脳梗塞以外の脳血管疾患】 仮に生存率33%として患者数を計算した。

注g)【脳性まひ】 脳性不自由児は全国に約10万人おり、この全員を一生に一回検査し、この5分の1を1年に1回検査すると仮定して、人口比に応じて各地方に分配し、また脳性不自由児の平均寿命は60歳として計算した。

注h)【てんかん】

てんかん患者数は全国で50万人であり、患者数の30%に検査の必要があると仮定し、10万人を人口比に応じて各県に分配した。

注i)【精神薄弱】 精神薄弱者は全員で約100万人であり、約50%を一回だけCT検査すると仮定し、進歩の寿命を60歳と計算し、人口比に応じて各県に分配した。

なお、てんかん、脳性まひ、精神薄弱については実際調査なく、分娩数あたりの発生から推定するも大正ない。また三省は合併するので区分は大略である¹²⁾。

注j)【中枢神経の非炎症性疾患】【化学物質の有害作用】 それぞれの生存率は47%及び50%を推定し、48年及び49年の死亡者数の平均値をそれぞれ0.33及び0.5で割って患者数を求めた。

うであるが、一〇%に近い吸収線量となることがある。また最近はCTの分解能を向上させるため、線量がもう少し高いレベルとなる装置も現われ始めている。美國では早い時期から、の装置がソーラー・セーリング・ライスを自動的に作るソーラー・セーリング・マシンの使い方をされる危険性への報告が専門家によってされてい

る。X線診断はどれでも同じであるが、被曝とそれから得られる利益とのバランスの上に成立つわけであるので、適応の決定、検査法の選択にこの考慮を欠かしてはならない。日本では医療ニーズの放射線の使用が種々の面で規制されているが、わが国では残念ながら問題が多い。本報告書に含まれてある内容がよく理解されて、新しい

理解され、新しい

表 2 全国病院数（1976年病院型質上）

	300床以上	500床以上
北海道	91	17
東北	137	19
関東	164	31
東京	40	33
中部	83	10
中部	179	29
近畿	214	52
中国	83	21
四国	69	13
九州	154	32
計	1314	257
全国一般病院統計		7104

表3 CT移動調査表(7施設平均)

機種		該部費用	
頭部検査の占める割合		100%	
被 表 数	患 者 数	人／回	40人
	そのうち造影用	人／回	18.2人
	造影例を2件としたときの平均症数	件／回	56.1件
	ストキャン数	回／回	168.0回
	スタイルス数	枚／回	337.2枚
	患者1人の検査数	ストキャン数	4.1
造影用を2件とした時の1件当たりの検査数	スタイルス数	枚／人	8.3
	ストキャン数	回／件	3.3
	スタイルス数	枚／件	6.3
時 間 外 撮 影	撮影[午後]	2/7	黒毛のみ
	日曜、祭日	2/7	+
	連日時間外	2/7	：1～2時間
	午 中	2/7	：ときにやる
問 候 人 数	医 師	1 (7/7)	
	性 師	1 (5/7)	1 (2/7)
	看 療 師	0 (4/7)	1 (3/7)
検査 費用	造影なし	万円／件	3～4.5
	造影 例	万円／件	同上(1/7), +50% (2/7)
被 有 の 者	被 有 者 の 数	放射線科医記入	5/1
	被 有 者 の 数	その他の	2/1

は四〇施設で一日当り六・四人から二五人までで、平均一三人である。これは専従の放射線科医師三名、放

③一日当たりの検査料能数が診療費計算に多少影響することが指定された。④における調査では週六日として一日当たり六・六名(消影剤使用を一件として扱うと九社)となりた。

と現状では止むを得ない
といふものの、今後は
課題を残すものであ
る。

巨上

目次

今後の装置の進歩による操作時間の短縮を考慮しても、アンケートのデータから推定すると、勤務時間の延長を考慮した人員配置が行われない限り一日当たり一〇名が限度であろう。

技師三名がおり、勤務時間は、一日八時間、週五日を最低とし、平均としては週六五時間、最高週一二〇時間の稼動時間によって得

る。一人当たり年三回の検査を行う

卷之三

れた。しかし、現在の他のX線診

憲法研究会で二施設に

技術名が分かり、勤務時間は

る。一人当たり年三回の検査を行うと仮定し、年間検査可能数を一自あたり三〇〇〇〇件とすれば、約二一〇〇装置が必要となる。都道府県別の必要数は、全国総数を一〇〇〇とした場合について表2に示した。

CTの有用性の増加により大損
損病院では二語面しようという
傾向も見えはじめていることを附
記する。

れた。しかし、現在の他のX線診断による費用と均衡がとれ、かつ装置の設備償却についても可能であり、CTの普及を阻害しないような診療費が設定されるべきである。診療費の設定はCT設置能設が専用に着想している見方を考慮

催された研究班会議で「二層説」について、CT稼動調査を行った。表3に示すように、第一世代機器では一週当たりの患者数は平均四〇名であり、患者一人当たりの撮影枚数は約一〇枚である。

技術三名がおり、勤務時間は、一日八時間、週五日を最低とし、平均値としては週六五時間、最高週間一二〇時間の稼働時間によって算出された数値である。

置(広範囲共同利用)、CT装置の性能検査(粗ドット紙)、手-眼連動などが意見としてみられた。一方、現実的に、チャックの効果は期待されないので、どうとしても診療の高度化への一つのステップの役割と考えるとどう意見もある。たゞ、(2) チェックにより不適当と判定された場合、一定の基準に合うよう勧告、教育することが望まれる。回答者の考えるチェックシステムでは、医学的的判断向上へのアドバイスの立場をとると共に、何らかの公的た権限をも持たせたいとするものである。

(3) 適応を正しくし、診断能を向上させ、診療記録の整備と保管を計るには、一つにはチェックシステムがつくられるのがよい。この場合、設置に当つての財政的援助がないと適切な指導をしにくくことが考案される。日本医学放射線学会、日本医師会などを中心とした講習の受講を一つの投資費者としてもよいと思われる。また適切な使用がなされている施設については保険点数の取扱いに考慮を加えてよいであろうという意見もある。

五、CT設置基準

- (1) 前述の討議に基いて、CT装置基準を検討した。設立主体区分として国立病院、公的病院及び民間病院を区別することも考慮

されたが、CT設置基準を設けるのは必ずしも必要だると指摘された。なお、全身用CT装置は頭部の検査にも冠状断面がある利点があり、設置の対象とするCT装置の区別は問わないことにした。

- (2) CT設置基準案として次の三項目を示した。

①病院の規模として病床数は二〇〇床以上を原則とする。

ただし専門的な診療を行っている特殊施設(がんセンター、研究用附属病院、教學病院、検査センター等)はこの限りでない。

②診療科として放射線科が開設されており、放射線診断に從事する常勤の放射線科専門医がいること。

③放射線科診療業務が集中管理されており、診療記録が適正に記載され、保管されていること。

六、結論

- (1) CTは有用であるが、この高価な装置を有効に使用するためには人員措置が必要であって、その普及には十分な援助が行われるべきである。

- (3) 診療精度向上のための方針

C.C. Thomas, Springfield, Ill.

(4) 厚生省大臣官房検査課主査:

「昭和53年人口動態統計下巻」(財團法人

厚生統計委員会, 6549頁)

(5) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(6) C.T設置費の健保適用を早急に進めるべきである。

(7) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(8) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(9) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(10) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(11) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(12) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(13) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(14) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(15) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(16) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(17) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(18) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(19) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(20) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(21) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(22) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(23) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(24) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(25) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(26) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(27) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(28) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(29) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(30) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。

(31) C.T設置基準案を参考として

標準化すべきである。